

カイザーズクラブ体操教室規約

平成30年4月1日
制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本教室は、カイザーズクラブ体操教室(以下「本教室」という)と称する。

2 本教室は、特定非営利活動法人 関西大学カイザーズ総合型地域スポーツ・文化クラブ(以下「関西大学カイザーズクラブ」という。)の定款第5条第1項第1号に定める「各種スポーツ及び文化教室の企画・運営事業」として位置付ける。

(所在地)

第2条 本教室は、大阪府吹田市山手町3丁目3-35(学校法人関西大学 千里山東体育館内)に主たる事務室を置く。

(目的)

第3条 本教室は、器械運動、体操競技を通じ教室生に次に掲げる力を育てるとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 器械運動を通じて高める運動能力
- (2) 自分で判断して積極的に行動できる行動力
- (3) 道徳、礼儀を身に付け、コミュニケーション能力を高める社会力
- (4) 自分自身で考え出す創造力

(活動)

第4条 本教室は、前条の目的を達成するために次の各号の活動を行う。

- (1) 器械運動・体操競技の練習
- (2) 体操競技の大会、競技会など各種試合への出場
- (3) 体操競技の普及、振興活動
- (4) 会員相互の親睦活動
- (5) その他、本教室の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(構成)

第5条 本教室は次の各号に定める教室生(以下「会員」という。)で構成される。会員はクラスに分かれ各クラスの定員は10名とする。但し、本教室の判断により構成を変更できる。

- (1) キッズA〔原則幼稚園年少児対象〕
- (2) キッズB〔原則幼稚園年中児対象〕
- (3) キッズC〔原則幼稚園年長児対象〕
- (4) 初級
- (5) アクロバット〔小学生～成人〕

(6) 育成クラス [小学生～高校生]

(7) 選手クラス [コーチ推薦者]

(入会資格)

第6条 本教室に入会する者およびその保護者は、次の各号に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 本教室の目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できること
- (2) 本教室が会員として認めた者であること
- (3) 器械運動・体操競技に興味・意欲を持って取り組めること
- (4) スポーツを行うに適した健康状態であること
- (5) 入会のために必要な手続きを終え、会費を納入していること
- (6) NPO関西大学カイザーズクラブの賛助会員となること
- (7) 暴力団その他反社会的勢力に属する者又はその関係者ではないこと
- (8) 所定の入会手続きを行い、本教室による入会承認を得ること
- (9) 本教室が別途定める入会金、月会費などを納めること

(入会手続き)

第7条 本教室に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、本教室事務局に提出する。本教室が提出された入会申込書の内容を審査し、入会を承認したとき本教室の会員となる。

(届出事項の変更)

第8条 会員は、本教室入会時に提出した入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、本教室に速やかに届け出なければならない。

2 届出がないために本教室からの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、本教室は一切の責任を負わないものとする。

(退会)

第9条 本教室の退会を希望する者は、退会希望日の1か月前までに所定の手続きにより本教室に届け出なければならない。

2 退会后6か月間は再入会を認めないものとする。

(除名)

第10条 本教室の会員(保護者を含む)が次の各号の一に該当するに至った場合は、本教室は会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反したときまたは違反したと判断した場合
- (2) 本教室や構成員の名誉や品格を著しく毀損した場合
- (3) 本教室の運営を故意に妨害した場合
- (4) 正当な理由なく2か月以上会費を滞納した場合
- (5) 入会申込書に故意に虚偽記載があった場合

(資格の喪失)

第11条 本教室の会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1)退会を届け出た場合
 - (2)除名された場合
 - (3)本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けた場合
- (休会)

第12条 会員が会員都合により休会する場合は、所定の手続きにより本教室に届け出なければならない。

2 休会の期間は3ヶ月以内とし、それ以上休会の場合は自動退会とする。ただし、怪我などの理由で本教室が休会の必要性を認めた場合はこの限りでない。

(復帰)

第13条 休会した会員が復帰する場合は、所定の手続きにより本教室に届け出て、本教室の承認を得るものとする。

(会費)

第14条 会員は、次の各号に定める会費を納入しなければならない。なお、既に納入した会費は、いかなる理由があっても返還しない。

- (1)入会金
- (2)関西大学カイザーズクラブ賛助会費
- (3)月会費
- (4)スポーツ安全保険加入料
- (5)大会参加費、連盟登録料などその他必要な経費

(免責)

第15条 会員は、本教室が行う活動において、施設管理者及び本教室コーチングスタッフ(以下「コーチングスタッフ」という。)等の指示に従い、自己の責任で行動するものとし、これらに違反して盗難、事故、傷害等が発生しても、本教室並びにコーチングスタッフ等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第16条 会員は、本教室指定の保険に加入しなければならない。本教室は、その活動中の傷害等について、指定保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第3章 運営

(運営・指導)

第17条 本教室の運営は、所定の教室代表者(以下「教室代表者」という。)がこれを行う。

- 2 会員の指導については、コーチングスタッフ及び学生スタッフがこれを行う。
- 3 会員を指導する日については本教室が別途に定める年間スケジュールによる。
- 4 本教室の運営役員を定め教室代表者1名、副代表1名、事務長1名とする。
- 5 教室代表者は本教室を代表し、副代表はこれを補佐するとともに、教室代表者がその職務を全う

できない場合その職務を代行する。また事務長は会計に係る職務を行う。

6 運営役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(委員会)

第18条 本教室の運営を円滑に進めるために、本教室に実行委員会を置く。

2 実行委員会は、次の各号に定める事項について審議・実行する。

- (1)本規約の改廃に関する事
- (2)活動計画案・活動報告書の作成に関する事
- (3)活動内容に関する事
- (4)予算案・決算報告書に関する事
- (5)予算の執行に関する事
- (6)会計に関する事
- (7)その他必要な事項の審議・実行に関する事

3 実行委員会は、次の者をもって構成する。

- (1)教室代表者
- (2)コーチングスタッフ

4 実行委員会の委員長は、教室代表者をもって充てる。

5 実行委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(会計年度)

第19条 本教室の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(総会)

第20条 本教室の総会は、毎年1回開催することとし、教室代表者が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、次の者をもって構成する

- (1)教室代表者
- (2)関西大学体育会器械体操部監督
- (3)コーチングスタッフ
- (4)学生スタッフ
- (5)会員(会員が未成年の場合は、その保護者1名)

3 総会は、教室代表者が招集し、議長となる。

4 総会では、次の各号に定める事項を報告する

- (1)本規約の改廃に関する事
- (2)活動計画案・活動報告書に関する事
- (3)活動内容に関する事
- (4)予算案・決算報告書に関する事
- (5)予算の執行に関する事
- (6)会計に関する事
- (7)その他実行委員会から報告のある事項

第4章 細則

(細則)

第21条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、実行委員会にて審議し、関西大学カイザーズクラブ運営委員会の承認を経て制定する。

附 則

この規約(改正)は、平成30年4月1日から施行する。